

指定管理者評価シート(令和4年度)

| | | | | |
|----------|---|------------|----------------------------------|------------|
| 施設名 | 八幡浜市民スポーツセンター | | | |
| 指定管理者 | 名称 | 清水商事株式会社 | | |
| | 所在地 | 八幡浜市1460番地 | | |
| 指定期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日(5年間) | | | |
| 評価担当課 | 生涯学習課 | | | |
| 施設の概要 | 所在地: 八幡浜市北浜1-5-1 | | | |
| | 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階 | | | |
| | 施設(内訳) | 面積 | 付属設備等 | |
| | 地下 | 2,075.98㎡ | 駐車場、機械室、倉庫等 | |
| | 1階 | 3,735.37㎡ | メインアリーナ、トレーニング室、選手控室、更衣室、事務室、会議室 | |
| | 2階 | 2,138.64㎡ | サブアリーナ、観覧席、ランニングコース、倉庫等 | |
| | 3階 | 413.78㎡ | 機械室 | |
| | 4階 | 1,211.65㎡ | 温水プール(25m 7コース、幼児プール) | |
| 合計 | 9,575.42㎡ | | | |
| 指定管理者の業務 | 1.センターの管理運営に関する業務 2.センターの施設等の維持管理に関する業務 3.センターの利用の許可等に関する業務 4.センターの利用に係る料金の收受及び条例に定めのない料金の決定に関する業務 5.その他、センターの設置目的を達成するために必要な業務 | | | |
| 施設利用状況 | <利用者数> | | | |
| | サービス内容(使用区分) | 年間利用者数 | 月平均利用者数 | |
| | メインアリーナ | 31,086人 | 2,591人 | |
| | サブアリーナ | 7,210人 | 601人 | |
| | 卓球 | 5,783人 | 482人 | |
| | トレーニング | 17,171人 | 1,431人 | |
| | ランニング | 1,281人 | 107人 | |
| | プール一般利用 | 16,666人 | 1,389人 | |
| | 水泳教室 | 36,849人 | 3,071人 | |
| | 合計 | 116,046人 | 9,671人 | |
| 収支状況 | <指定管理者としての収入・支出(決算)> | | | |
| | 収入内訳 | 収入金額(円) | 支出内訳 | 支出金額(円) |
| | 指定管理料 | 40,354,000 | 人件費 | 47,035,100 |
| | 使用料 | 44,546,505 | 事務費 | 31,159,715 |
| | その他 | 2,634,617 | 委託料 | 5,222,910 |
| | | | その他 | 218,272 |
| | 合計 | 87,535,122 | 合計 | 83,635,997 |

(様式2)

指定管理者評価シート(令和4年度)

公表する資料

施設名(八幡浜市民スポーツセンター)

| 評価項目 | 判定 | 評価の内容 |
|---|----|---|
| 事業計画書の内容が市民の平等な利用を確保し、及びサービスの向上が図られるものであること (第1号) | B | ①市民の平等な利用を確保できるような有効な手段が講じられているか。 |
| | | ②市民の利用促進が図られ、特定の団体等を優遇するおそれがないか。 |
| | | ③利用者に対するサービス向上策は適切か。 |
| | | ④利用者からの苦情の処理及び利用者に対する要望の把握並びにこれらに対する実現策は適切か。 |
| 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともにその管理にかかる経費の縮減が図られるものであること (第2号) | B | ①施設の利用拡大に向けた方策は適切か。 |
| | | ②総合的に収支計画が適切で、管理経費の縮減が図られる内容となっているか。 |
| | | ③収支計画書は、利用料金収入を向上させる内容となっているか。 |
| | | ④自主事業の計画書の内容は適切か。 |
| | | ⑤人件費の設定は、職員費に見合った内容で適切か。 |
| | | ⑥経費削減は、市民サービスの低下を招くことのない方策となっているか。 |
| 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有し、又は有することが確実であること (第3号) | C | ①施設の現状を正しく認識し、今後の管理のあり方について具体的かつ適切な提案がなされているか。 |
| | | ②法人等の経営状態に問題はないか。 |
| | | ③施設の管理業務に係る職員体制は十分なもののか。 |
| | | ④その他管理経費の設定に無理はないか。 |
| | | ⑤施設の管理業務のうち、第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か。 |
| | | ⑥同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を有することが期待できるか。 |
| その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要であるとして市長等が別に定める基準 (第4号) | B | ①個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。 |
| | | ②衛生管理、火気管理等の安心・安全な施設管理が期待できるか。 |
| | | ③管理業務に係る地元雇用・市内調達の考え方及び実現性は適切か。 |
| | | ④地域活動への参加等の地元貢献についての考え方及び実現性は適切か。 |
| 総合評価 | B | 【評価・コメント】 通常の接客・指導・施設管理に加え、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手指消毒、検温、換気、ソーシャルディスタンスの確保、利用者情報の把握等について施設利用ガイドラインを策定し対応することができ、センターを介しての感染拡大は発生しなかった。市内や周辺の人口が減少する中、施設利用者は対前年度比113.2%となった。利用者アンケートにおいても概ね良好な評価を得ており、いただいた意見に対しては、丁寧に回答、対応ができています。 |
| | | 【総括評価】 職員の不祥事により利用者や市民の信用を失墜することとなった。このようことが二度と起らない組織づくりや社員に対する研修等を行い、再発防止及び信頼回復に向けて取り組んでいただきたい。また、施設の老朽化に伴う修繕箇所の増加、燃料費の高騰等、厳しい状況ではあるが、利用者が安心して気持ちよく身体を動かすことができる施設運営を行っていただきたい。 |

総合評価の基準 A(総合点数90点以上) B(総合点数70点以上) C(総合点数50点以上70点未満) D(総合点数50点未満)